【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 髙橋 脩一(たかはし しゅういち)

日本における民事訴訟手続の根幹は民事訴訟法によって規律され、裁判所規則である民事訴訟規則はその詳細を定めるものとなっている。これに対しアメリカ合衆国の連邦裁判所の民事訴訟手続の基本的内容に関しては、連邦司法部による規則形成により定められている。1938年に制定され、その後も改正を重ねている連邦民事訴訟規則(FRCP)は、連邦議会立法たる1934年の規則授権法(Rules Enabling Act)によってその制定過程が定められ、かつ規則形成は連邦司法部に授権されている。ただし、規則は「手続」を規定するものであって、「実体」的権利を縮減、拡大、または修正してはならないとされている。

もとより手続と実体とは国によっても場面によっても多様な区分のされ方をしているが、本論文は、アメリカ合衆国における立法と裁判所規則の役割分担という場面において、「手続」と「実体」との関係がどのように理解されてきたのか、そして具体的な規則改正を巡ってどのように議論されてきたのか、という問題関心から、判例や論稿を整理・分析した上で、連邦議会と連邦司法部という対立軸に着目した考察を行うものである。

以下は本論文の要旨である。

本論文は、課題を設定し全体の構成を示す序論、本論全3編、およびまとめの結語で構成される。

第1編では、連邦司法部の規則制定という枠組みの発展を、歴史的に跡付ける。伝統的に、訴訟の秩序立った迅速な処理のために、制裁や訴訟管理などについての手続を規律する固有の権限(inherent power)が裁判所にあることは、建国当初から判例により認められてきたのであり、そこには裁判所の手続が司法部の規律すべき問題であるという認識がすでに示されていた。連邦裁判所での手続について立法する権限が、合衆国憲法のもとで連邦議会に与えられていることは確立しているものの、規則授権法のように連邦裁判所に規則形成を授権する枠組みの合衆国憲法上の正当化根拠は実は明確になっていない。しかし、裁判所の手続の制定が司法部と密接な関連のあることを示唆する判例は存在する(Wayman 判決、Sibbach 判決、Mistretta 判決)。

実際には合衆国憲法の規定にも拘らず連邦議会が連邦裁判所の手続の内容について自ら包括的に立法することはなかった。1789年の法律以来(Judiciary Act of 1789, Process Act [暫定法 1789年,恒久法 1792年]),連邦裁判所の手続は,コモン・ローについてはそれぞれが所在する州の州裁判所手続に従い,エクイティについては連邦独自の手続を採ることとした。連邦最高裁判所はこれを受けてエクイティの分野では規則制定を行ってきた.実は,当初はコモン・ローについても連邦裁判所には別段の規則を制定する授権がなされ

ていたのであるが、実際にその規則制定がなされることもないまま、1872年の Conformity Act によってその授権が撤回されることとなる。

1934年の規則授権法は、本案に根ざした裁判の実現という改革理念から制定された。すなわち、連邦裁判所の手続が所在する州ごとに異なるという複雑性、コモン・ローとエクイティとで手続が異なるという複雑性、およびコモン・ローの形式性に起因する内容の複雑性を克服することが目指された。しかし議会自身による改革という方法は、19世紀半ばにニュー・ヨーク州に始まって全国の各州で採用されるようになったフィールド法典の「失敗」から否定される。すなわち、当初は簡素であった法典が州議会によるその後の改正によって極度に複雑化したこと、そしてその背景に、法律の硬直性、および州議会の裁判所手続への関心の薄さ、一貫性のなさ、専門性のなさのあることが指摘された。この州での「失敗」の経験を受けて連邦の規則授権法推進派は、議会による手続改革という仕組みに対する、裁判所による手続形成の柔軟性、簡素性、専門性を強調した。そして裁判所の手続形成を正当化する際に、議会立法による実体法とは異なる「手続法」という区分がなされた。そこには規則授権法、およびそのもとに制定された連邦民事訴訟規則は、実体法横断的で価値中立的なものであるという観念があった。すなわち、手続法は実体法を適用するための手段であり(手続法の実体法に対する従属的地位)、手続形成は専門・技術的な問題であるがゆえに価値中立性があると考えられていた.

1934年に制定された規則授権法上は、連邦議会が連邦裁判所規則制定案に関して審査する権限を留保していたが、1973年までの「黄金期」においては、司法部の専門性への敬譲から審査権を行使することはなかった。しかし 1973年以降、連邦議会は、規則授権法の枠組みの内外で実質的な介入を行うようになり、それとともに 1988年には規則制定過程の公開性を高めるための規則授権法改正も行った。こうして、連邦司法部がほとんど単独で連邦民事訴訟規則の制定・改正を行うことができる「黄金期」は終焉した.このような変容の背景には、民主的正統性の必要性、そして手続が実体的問題と密接に関連する政策的選択であるという認識への変化があった.例えば、1990年のCivil Justice Reform Actの制定の際には、ミドル・クラスの司法アクセスの向上およびビジネスの生産性や競争性の向上がその根拠とされた。要するに、証拠規則やディスカヴァリーなどを巡り「実体」と「手続」の境界が曖昧化し移動し、手続問題が政治化してきたのである.他方で、このような議会からの介入に対しては、政治化は利害対立を導いて効果的な規則改正を妨げ「中立的な」手続的価値の向上が阻害されるとの批判や、従来司法が担ってきたとされる政治的プロセスにアクセスできない者の保護が損なわれる等の批判もなされている。

第2編では、規則授権法のもとでの「手続」と「実体」の関係について、具体的問題を検討する際にどのように議論されているかを分析する。規則授権法の規定上は、第1要件として裁判所規則は手続に関するものでなければならず、第2要件として「実体的権利」を縮減、拡大、または変更してはならないことになっているので、それらの要件をどのように理解するかが問題となる。

第2編第1部では、この規則授権法の要件を巡る問題に関する連邦最高裁判例を検討して「手続」と「実体」の関係を考察する。連邦最高裁判所判決に、連邦民事訴訟規則の具体的規定を規則授権法違反とした例はないが、多数意見と反対意見とを比較することで議論の枠組みを導き出せる。判例では、「司法過程」に関する事柄を規律している限り第1要件の手続は満たされるとした上で、第2要件については、手続が当事者の権利に「影響」を与えることを「付随的効果」と評価することにより、ほとんど実質的な意味をもたないものとした。それでも、弁護士費用の移転に関する判例(1975年のAlyeska 判決、1985年のMarek 判決、1991年のBusiness Guides 判決)、クラス・アクションに関する判例(2010年のShady 判決)からは、たいていの手続が訴訟提起へのインセンティヴ効果を有し、それによって実体法の実現に影響を与える、という認識を前提に議論がなされていることがみてとれる。

次いで,第2部では,4つの分野での具体的な連邦民事訴訟規則改正案を巡って展開された議論を検討する。

第1に、一方当事者の提案した和解を拒絶した相手方当事者が和解提案よりも不利な判決を得た場合に、提案後に生じた相手方の弁護士費用を負担することとする改正案(Rule 68)については、市民的権利という特定の実体法に対する影響に着目した議論がなされている。改正反対派は市民的権利に関する訴訟への萎縮効果、賛成派は実体的な根拠もないのに訴訟を提起されると被告が和解に応じざるを得なくなる点を根拠として挙げており、すなわちいずれもが、実体法の命ずるところと異なる状況が作出される点を問題としている。

第2に、ディスカヴァリーを制限する改正案については、賛成派はディスカヴァリーに伴う費用が訴訟行動に影響を与える点、反対派はディスカヴァリー手続によって実現可能となる実体法の存在をそれぞれ論拠として挙げており、すなわちいずれもが、実体法の命ずる状況を作出するのに影響を与えることを議論している。ここには、ディスカヴァリーの許容範囲を決定する場合、社会における実体法が命ずる状況との乖離に対してトレード・オフの関係があるという認識がみてとれる。

第3に、訴答の濫用に対する制裁を強化する改正案(Rule 11)については、濫訴の抑止と萎縮効果という観点での議論がなされている。ここでも実体法の命ずる状況に手続が影響を与えることは前提とされていて、実体法上の根拠を有していない状況の発生を抑止することと、実体法の命ずる状況に反した行為について訴訟を通じて追及することとが、トレード・オフの関係になっている。

最後に、第4に、クラス・アクションに関する諸改正案 (Rule 23) についても、訴訟アクターの行動に構造的な影響を与え、社会における実体法の実現状況に影響を与えるという認識がみてとれる。個人の救済に見合わない費用のかかるクラス・アクションを制限する改正案については、訴訟制度への実質的アクセスの制限という点から議論された。そこでは、クラス・アクションにより訴訟を可能とすることで実体法の実現に資することと、

クラス・アクションを利用した濫用により実体法の命じるところと異なる状況を実現することとのトレード・オフの関係が問題となった。原告被告間で和解が成立する見込みを前提としたクラス・アクションの要件を緩和する改正案については、クラス内部の利益相反の惧れが問題とされた。そこでは、包括的な紛争解決の有用性と利益相反とのトレード・オフについての議論がなされているといえる。またクラス・アクションには、そもそも手続としての有用性と自分の権利は自らが処分するという原則とのトレード・オフの関係のあることも認識されている。そしてこれらのトレード・オフをいかなるレベルで調整するかが問題なのである。

第3編では、第2編での具体的争点の検討からえられた知見に基づき、第1編で提起されたアメリカにおける民事訴訟規則の意義が再検討される。手続が実体法実現に影響を及ぼすということは新しい考えではなく、規則授権法制定当時も、複雑な手続が実体法実現の妨げになっているとの認識から、簡素で柔軟な手続を目指したのであった。ただそれは裁判によって実体法を実現するという視点によるものであった。しかし近年の手続制定過程に関する問題化は、手続の実体法の実現に対する影響を、裁判の結果に対する影響のみならず、和解や、訴訟制度を背景として社会において実体法に合致した状況を出現させる観点も含めた議論がなされていることを反映している。そして手続の分析は、法理が何を目的として設定されているかということから、人々の行動にどのようなインセンティヴを与えるのかへとシフトしてきている。このような「手続」と「実体」との関係への認識から、手続の決定は政策的決定とされるようになり、民主的正統性の必要性が主張されるようになる。そして第2編の議論では、社会の状態について実体法が命じている状況に対し手続は不可避的に乖離をもたらす効果を有し、それについてトレード・オフの関係があると指摘されていることを示した。したがって手続のあり方を決定するに当たっては、優先すべき価値についての判断をしなければならないことになる。

また第2編の考察からは、手続制定過程において訴訟へのアクセスが重要な問題とされていることが示されている。すなわち訴訟により実体法の実現を図ることがアメリカの統治体制のあり方であり、また実際にもそれが実現されているとされる。そして手続のあり方が訴訟のアクセスを決定し、訴訟による実体法の実現、そして実体法違反の抑止に影響を与えることとなる。ここからアメリカにおいては、いかなる手続を設定するかの問題は、統治機構をいかに構築し、司法部をどう位置づけるかに関わる問題となる。それに関する決定を、民主制下において、議会がなすべきなのか、司法部がなすべきなのか、ということで対立があることになる。

結語においては、まとめと本論文の考察の限界の留保とに続いて、司法部による規則形成について、それが訴訟へのアクセスを担保する制度的保障とは必ずしもなりえないことを確認しつつ、手続に関して議会と司法部が異なる選好をもつことがあれば、幅広い議論が展開されるようになることに意義を見出せることを指摘する。

以下,本論文の評価に移る。

本論文の長所としては、以下の諸点が挙げられる。

第1に、本論文は、連邦議会と連邦司法部の対立軸という視点からアメリカ合衆国連邦 民事訴訟手続の基本構造を記述的に明らかにしようとした点に、オリジナリティがある。 前史に始まり、現代の具体的な改正案での議論までを包括的に分析して、連邦民事訴訟規 則の全体像を提示する論文は、近年のアメリカ合衆国にはみられない。その時点ごとの議 論について、規範的評価を意識的に控えつつ、視座を固定した整理により一貫した全体像 を、判例論文その他の資料を根拠に丹念に提示した本論文は、今後、別の視座から連邦民 事訴訟規則について議論をしようとする者にとっても、必ず依拠すべき議論の基礎となり えている。

第2に,総論的な意義として,これまで連邦民事訴訟規則は「手続」に関するものであり,個別の実体法の内容に関わらないとする実体法横断性ドグマが主張されてきたが,「手続」と「実体」とは重要な関連性を有するとしてその区別を相対化し,現在の連邦民事訴訟規則を巡る議論状況を説明したことが挙げられる。理論の表面的な理解を超えて議論の実質に迫ったことにより,連邦民事訴訟規則改正に対する賛成論反対論の議論がときとしてかみ合わない状況について評価する基盤を提供している。本論文の議論は,アメリカ合衆国民事訴訟法の現代的動向の理解に重要な視座を与えていると考えられる。

第3に、各論的には、第2編でさまざまな連邦民事訴訟規則改正案についてまとめて取り上げていることがある。アメリカ合衆国においてもこれらの改正案はそれぞれ議論を巻き起こし、それぞれについて多くの賛成反対の論稿もある。しかしそれらの論稿は個々の規則改正案に焦点を絞っての議論をするものである。もとよりそのような方法論には十分な意義があるのであるが、本論文は 4 つの分野の規則改正案の議論を横断的に取り上げ、「手続」と「実体」との関係という視点から分析している。本論文のこの視点からの横断的分析により提示された知見は、先行論文をただ焼き直しただけではないユニークさを有するものとなっている。

そして、全体として、アメリカ合衆国的「司法国家」の基盤と意義を、新たな視点から 描き出した点に本論文の重要な意義がある。

他方、本論文にも改善すべきであると思われる点がないわけではない。

第1に、具体的な規則形成に関してなされた議論について、規範的評価を控えた分析を旨としたことから、それぞれの立場からの主張の枠組みに重点を置いた論述をしているのであるが、そういった主張の背景にある政策的思惑に関する考慮に薄い印象のある箇所の見られることが惜しまれる。望蜀の感はあるが、本論文でもその点に触れている箇所もあるのであるから、より踏み込んでいれば論旨の厚みが増したのではなかろうか。

第2に、叙述の拙さを指摘せざるをえない。論旨の流れが阻害されるとか、読みにくい といったことはそれほどないのであるが、強調したい箇所でのほぼ同じ文章の繰り返しや、 章節ごとの冒頭の概略と末尾のまとめが、冗長さと煩わしさをもたらしている。論文の構 造と分析結果を読者に分かりやすく伝えようという善意による結果であるとはいえ、要を 得て簡に論述を整理する点に、より意を用いることが求められる。

本論文には、以上のような問題点がないわけではないが、これらは、オリジナリティある視点からアメリカ合衆国民事訴訟の基本構造の枠組みにアプローチした本論文の価値を 大きく損なうものではなく、ここからさらなる研究の深化も期待できるものとなっている。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有すること を示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、 本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。